
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 IFRS 適用課題対応専門委員会における検討状況

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 9 月 2 日に開催された第 6 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（以下「専門委員会」という。）における議論の状況をご報告することを目的としている。なお、本日までご用意している参考資料は、専門委員会で使用した資料をそのまま添付したものであり、専門委員会における議論の主な内容については、本資料でご報告させていただく。

II. 専門委員会の議題

1. 本日の委員会では、第 6 回専門委員会でご審議いただいた又はご報告した次の論点についてご報告する。
 - 2016 年 7 月 12 日に開催された IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議に関する事項（時間の制約や議題として取り上げるべき時期を考慮したうえで、事務局にて必要と考えた議題を抽出したもの）

2016 年 7 月 12 日開催の IFRS-IC 会議に関する事項

（アジェンダ決定案が公表された項目）

耐用年数を確定できない無形資産について、繰延税金資産の測定にあたって見込まれる回収方法をどのように決定するか（審議事項(5) 参考資料 1 参照）

2. 耐用年数を確定できない無形資産に係る繰延税金の測定において、見込まれる回収方法を決定する際に、①売却する計画がない限り通常の課税所得に適用される税率を用いる、②再評価モデルで測定される非減価償却資産に係るガイダンスを類推適用し、売却を前提とした税率を用いる、又は③会計方針として税率を選択する、のいずれの方法を用いるかについて明確化を求める要望書が提出されていた。
3. 2016 年 7 月開催の IFRS-IC での議論の結果、次の内容のアジェンダ決定案が公表された。

- (1) 耐用年数を確定できない無形資産であっても、使用による経済的便益の費消や使用を通じた帳簿価額の回収がないというわけではない。
 - (2) 当該資産の帳簿価額が「使用」により回収されるか「売却」を通じて回収されるかは、企業が「回収を見込んでいる方法」による。
4. 当委員会事務局は、本論点は日本国内の課税関係を前提とする限りにおいては特段問題にならないこと、またアジェンダ決定案に示されている内容についても同意できると考えられることから、特段の対応を行わないことを提案した。

第6回専門委員会において聞かれた意見

- アジェンダとして取り上げないとするアジェンダ決定案の方向性について、反対する意見は聞かれなかった。

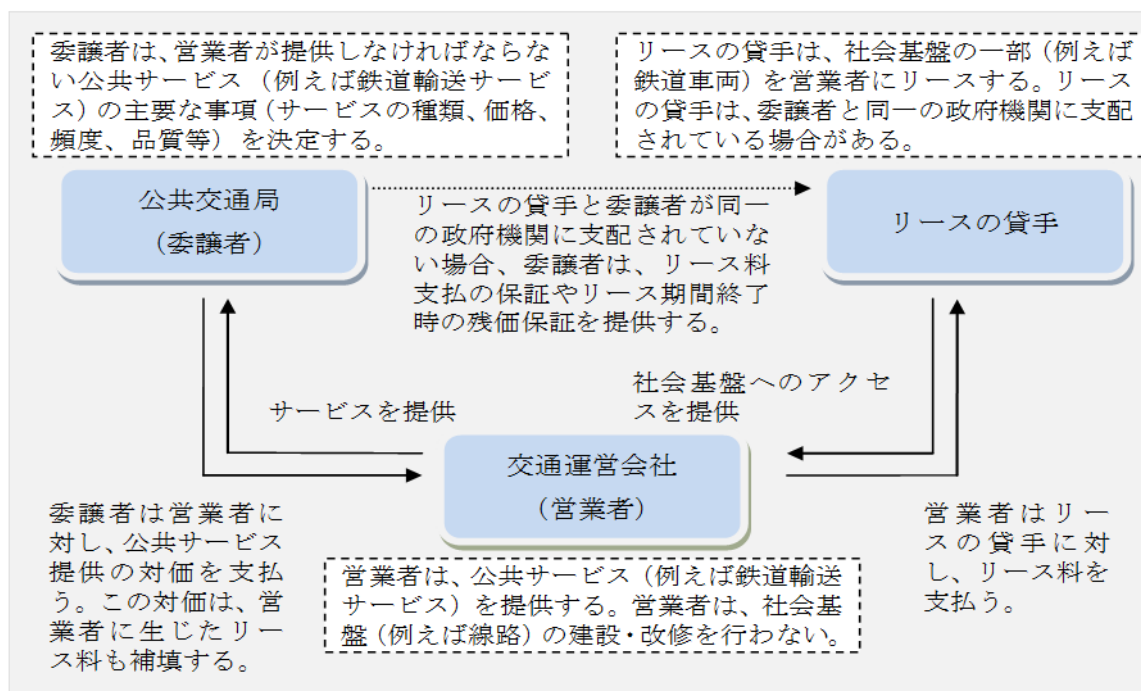
5. 専門委員会での議論を受けて、本論点についてはコメント・レターを提出しないことを決定した。ただし、今後、IFRS-IC の提案を支持する場合について、支持する旨のコメント・レターを出すことも検討する。
6. 本論点は、2016年9月21日までコメントを募集している。IFRS-IC は、2016年11月以降の会議において、寄せられたコメントを踏まえ、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかにについて再検討する予定である。

(前回コメント・レターの要否についてご照会した項目についての結果報告及び関連するアジェンダ項目のアジェンダ決定のご紹介)

サービス委譲契約において、社会基盤がリースされている場合にどのように会計処理するか (審議事項(5) 参考資料2 参照)

7. サービス委譲契約において、営業者が社会基盤をリース会社からリースしている場合、①この契約が IFRIC 解釈指針第12号 (IFRIC 第12号) の範囲に含まれるのか (適用範囲)、②含まれるとした場合、リース契約に係る負債及び対応する資産を認識すべきか (認識)、並びに③営業者はリース契約から生じる資産又は負債を純額で表示すべきか (表示) について明確化を求める要望書が提出されていた。

図1：要望書の概要



8. 2016年5月開催のIFRS-ICにおいて、次の点について暫定合意がなされ、アジェンダ決定案として公表された。
 - （適用範囲の論点）他の要件が満たされている限り、当該契約がIFRIC第12号の範囲に含まれるための条件として、営業者が社会基盤に関する建設又は改修サービスを提供することは必要でない。
 - （認識の論点）営業者がリース料の支払義務を有している場合、営業者が当該サービス委託契約にコミットしており、社会基盤がリースの貸手から提供されている場合は、金融負債及びそれに対応する金融資産（委託者から現金を受け取る契約上の権利）を認識する。
 - （表示の論点）当該金融負債及び金融資産は、IAS第32号の相殺の要件を満たす場合にのみ、相殺する。
9. 当委員会事務局は、委託者とリース会社が一体であるとみなされるか否かを判断し、一体ではないと判断される場合に金融資産及び金融負債を両建てで認識するとしてはどうかとの提案を行った。これに対し、第5回専門委員会（2016年6月14日）及び第338回企業会計基準委員会（2016年6月16日）で聞かれた意見を踏まえ、コメント・レターを提出しない旨について、専門委員の皆様のご意見を賜った。

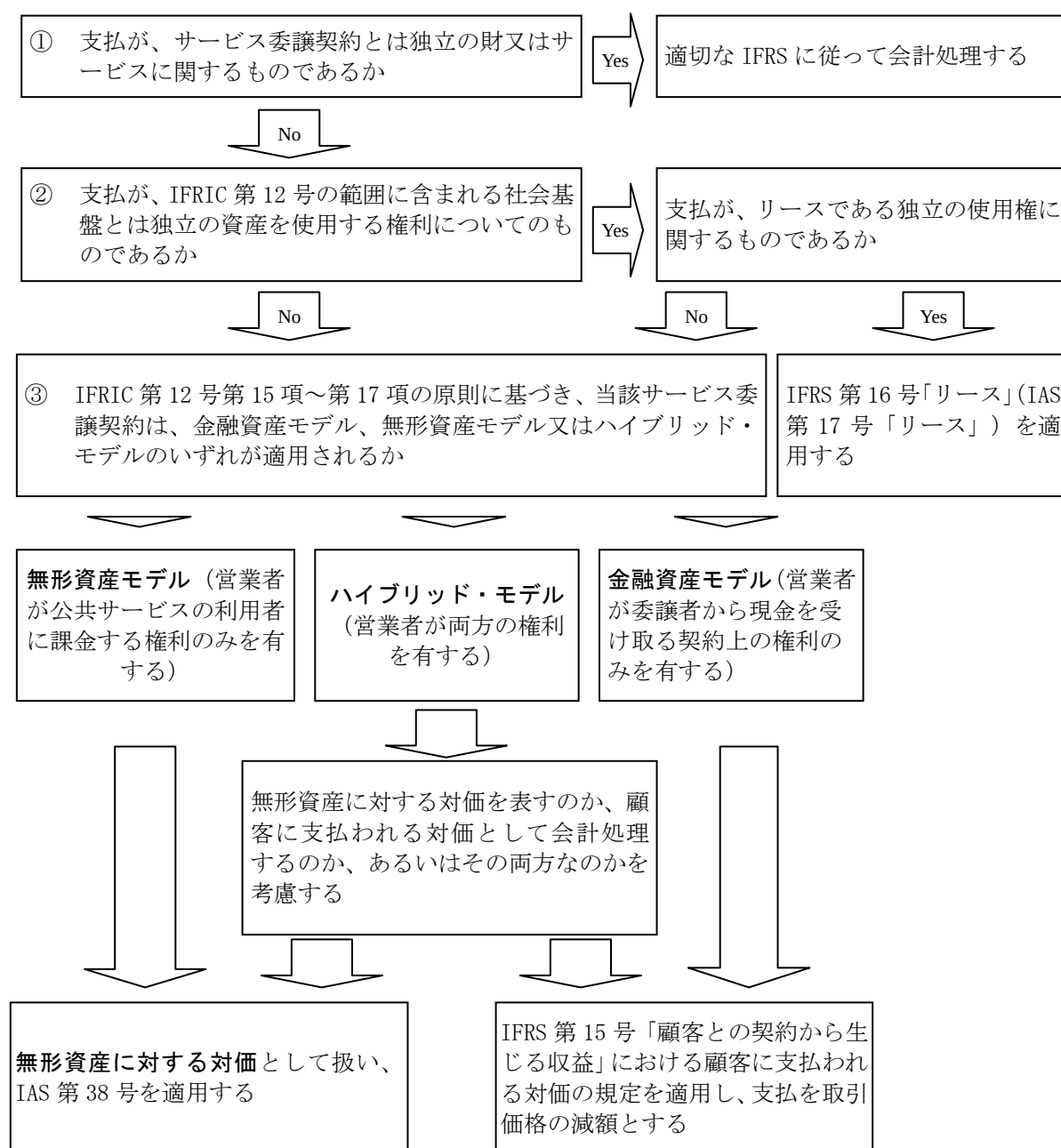
審議事項(5)

10. その結果、専門委員の全員から、アジェンダ決定案にコメント・レターを提出しないことについてご支持をいただいた。したがって、当該アジェンダ決定案にコメント・レターを提出しないこととした。
11. 本論点については、2016年9月のIFRS-ICにおいて最終化に向けて議論がなされる予定であり、ほぼアジェンダ決定案どおりに最終化される見込みである。

サービス委譲契約の適用にあたって、営業者から委譲者への支払をどのように会計処理すべきか（審議事項(5)参考資料3参照）

12. サービス委譲契約において、営業者から委譲者に対して契約上の支払が要求される場合、①どのような場合にサービス委譲契約の開始時に当該支払を資産及び負債の測定に含めるべきか、又、②どのような場合にサービス委譲契約の期間にわたって当該支払を発生時に費用処理すべきか、について明確化を求める要望書が提出されていた。
13. 2016年7月開催のIFRS-ICでの議論の結果、図2のような最終のアジェンダ決定が公表された。

図 2 2016 年 7 月の最終のアジェンダ決定の要約



14. また、最終のアジェンダ決定では、次の取扱いも示された。

- (1) IFRIC 第 12 号の無形資産モデルが適用される場合、サービス委譲契約において営業者の支払が変動する場合の営業者の会計処理については、現行の IFRS 基準の範囲内で扱うには範囲が広すぎる。
- (2) (1)以外の論点については、現行の IFRS 基準の規定は営業者が委譲者に行う支

払を営業者がどのように会計処理するのかについて十分なものであり、本論点をアジェンダに追加しない。

15. 今後、本論点に関して特段の対応は予定していない。本論点については、今後、IASB ボード会議などで議論されることが想定される。

(専門委員会の議論の対象としなかった項目)

16. 別紙1「専門委員会において検討する IFRS 解釈指針委員会における議題の抽出」に照らして検討した結果、次の論点については第6回専門委員会において検討を行わないこととした。

(1) 公開草案又は IFRIC 解釈指針案へのコメント分析とその対応

- ① IFRIC 解釈指針案「外貨建取引と前渡・前受対価」
- ② IFRIC 解釈指針案「法人所得税務処理に関する不確実性」
- ③ 公開草案「制度改訂、縮小又は清算時の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性」(IAS 第19号及び IFRIC 解釈指針第14号の改訂案)

(2) アジェンダ決定が公表(最終化)された項目

- ① IFRS 第11号「共同支配の取決め」及び IFRS 第10号「連結財務諸表」一支配喪失取引の会計処理

(別紙 1)

専門委員会において検討する IFRS 解釈指針委員会における議題の抽出

1. ASBJ 事務局では、専門委員会において検討すべき IFRS 解釈指針委員会（IFRS-IC）における議題について、時間の制約を踏まえつつ、次に該当するものを優先的に抽出している。
 - (1) 個別基準に関する限定的修正、年次改善プロセスによる基準の修正、解釈指針案に関する公開草案が公表されるもの（コメント期間：通常、90 日から 120 日）
 - (2) アジェンダ決定案が公表されるもの（コメント期間：60 日）
2. 上記に該当するものについては、公開草案やアジェンダ決定案で示している結論（アジェンダとして取り上げない旨）及びその理由づけ等に関して、当委員会からコメント・レターを送付すべきか否かについてご意見をいただくことを予定している。
3. ただし、上記に該当するものについても、次の点を考慮して、取り上げるべき議題の優先度を決定することとする。
 - (1) 財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えられるもの
 - (2) 我が国において幅広い業種に関連すると考えられるもの
4. IFRS-IC において継続審議とされた議題については、継続審議とされた時点では、原則として専門委員会において取り上げるべき議題として抽出しないこととする。ただし、我が国の実務において重要と考えられる暫定合意等がなされた場合には、その内容をご説明することも考えられる。
5. アジェンダ決定が最終化されたものについては、今後、当委員会から意見発信する機会が限られることから、原則として専門委員会においては検討を行わない。ただし、これらの項目のうち、当委員会からコメントを提出した項目については、議論の帰結をご紹介することがある。

以 上